

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの中期目標期間の終了時に見込まれる 中期目標期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施に向けた整理

1 見込評価の実施の必要性

平成30年4月1日施行の地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）の一部改正により、法人は、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後三月以内に「中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績」を県に対し提出し、この評価を受けることが定められた（地独法28条第1項第2号）。

2 見込評価の目的

見込評価は、中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度に、中期目標の達成状況を調査、分析し、その結果をふまえ、当該中期目標期間終了時に見込まれる業務実績を評価することにより、中期目標、中期計画の達成につなげるとともに、次期中期目標・中期計画の策定、法人の組織・業務の見直し、予算要求等に適切に反映させることを目的とする。

3 基本的な実施方針

見込評価は、令和3年度に実施する必要があるが、第1期中期目標期間においては、実施の必要性が無かったことから、新たに実施方法等を整理しておく必要がある。

これについて、見込評価実施の翌年には、中期目標終了時の評価（期間評価）を実施することが求められる中、業務の効率化を図る観点から、見込評価の実施方法等は、既存の期間評価のものを踏襲することとし、その結果等は期間評価実施の際にも活用できる形で整理いたしたい。

【関係資料】

- ・ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの中期目標期間の終了時に見込まれる
中期目標の期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施要領（案）・・・資料3-2
- ・ 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書（案）・・・・・・・・・・資料3-3
- ・ 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価報告書（案）・・・・・・・・・・資料3-4

4 具体的な評価実施の流れ

●業務実績報告書作成・・・法人で作成【資料3-3】

- ・ 大項目の自己評価の指標（S～D）の判定については、個別項目の実施状況が目安となっていることから、大項目毎に個別項目のこれまでの達成状況を示し（期間中の点数の推移から判断する想定）、これまで4年間の実施内容および今後の取組等を合わせて整理する。
- ・ 法人の総括において、各個別項目の達成状況や数値目標の推移等をふまえた①自己評価の根拠を記載するとともに、それに応じた指標を設定する。
- ・ ②重点的な取組及び特筆すべき取組には、前述で整理した個別項目から特筆すべきものを抽出して記載し、③目標に対して不十分な取組及び未達成の取組については、数値目標の状況等をふまえ課題となっている点について整理する。

⇒全ての大項目について、上記の流れで自己評価を実施し、法に定められた期日までに県に提出。

●見込評価結果報告書作成・・・評価委員会に意見を聴取しながら県で作成【資料3-4】

- ・法人から実績が提出された後、事務局において、大項目毎の評価結果コメント及び指標を作成。
- ・大項目毎の評価結果（案）ができた時点で、評価委員会各委員に意見を伺い、必要に応じて修正を行う。評価委員会としての意見として残すべきものについては、適宜評価委員会からの意見等に記載をする。
- ・項目別評価が固まった段階で、その結果から総合的に判断して全体評価結果（案）を作成する。全体評価には、具体的な評価の内容に加え、特筆すべき取組等の項目別評価から抽出し、整理する項目についても併記し取りまとめる。